



1、最低賃金の引き上げの状況

令和以降の愛知県最低賃金額は別掲の表のとおりとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度を除いて、毎年、28円以上

の引き上げがされ、引上げ額も年々上昇し、令和6年度については50円の引き上げがされました。

2、賃金引き上げの支援策

厚生労働省では、個々の企業が自らのニーズに

(別掲)

| 年度 | 愛知県最低賃金額 (時間額) | 前年度からの 引上額 |
|------|-------------------|---------------|
| 令和1年 | 926円 | 28円 |
| 令和2年 | 927円 | 1円 |
| 令和3年 | 955円 | 28円 |
| 令和4年 | 986円 | 31円 |
| 令和5年 | 1,027円 | 41円 |
| 令和6年 | 1,077円 | 50円 |

賃金引き上げの支援策

沿った助成金を使用することができ、厚生労働省だけでなく、中

した費用の一部を助成します。(賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要で、中小企業が利用可能なものです。交付決定を受けた後に設備投資等を行う必要があります)

サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

小企業庁などを含む各種助成金等をまとめて紹介する「賃上げ」支援助成金パッケージの形で周知を行っています。

その主なものとして、以下の助成金・補助金を紹介しています。

①業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う

中小企業・小規模事業者等が導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

③ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サ

④働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します(労働時間削減等の取組計画の作成が必要で、中小企業や中小企業が属する団体が利用可能なものです。助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定されます。交付決定を受けた後に設備投資等を行う必要がありま

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1 業務改善助成金
2 キャリアアップ助成金
3 中小企業向け賃上げ促進税制
4 企業活力強化交付金
5 生産性向上支援事業
6 中小企業等経営強化法
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業等経営強化助成金

厚生労働省HP「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」リーフレット



⑤ キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、

同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働ける環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

3、留意事項

厚生労働省では上記助成金・補助金以外にも各種賃金引き上げの支援策を紹介しています。賃金引き上げの各種支

援策については、以下の厚生労働省のホームページで詳細を確認いただき、ご活用ください。



厚生労働省HP「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」

名古屋北労働基準監督署と共催

令和7年度

「労働実務基礎講習」開催

さる6月10日、当協会は協会3階大会議室において、名古屋北労働基準監督署と共催で「労働実



労働実務基礎講習 (当協会3階大会議室)

務基礎講習」を開催。講習には名古屋北労働基準監督署管内で新たに労働保険を成立した事業場の担当者12名が参加しました。講習では、名古屋北労働基準監督署 岡田第一方面主任監督官がはじめ

の挨拶に続き「働き方改革について」と題し、働き方改革の目的、取り組み事例の紹介、過労死等の防止のための対策に関する大綱、賃金引き上げ支援策等についてパワーポイントを用いて説明を行いました。

続いて、当協会ホワイト企業推進本部 佐野社会保険労務士より「労働



岡田第一方面主任監督官

安全衛生法の概要」「労働保険の概要」、当協会労働管理推進室 船岡社会保険労務士より「労働基準法の概要」について

解説を行い、講習終了後には無料労働相談コーナーを設け、社会保険労務士等の協会相談員が相談に応じました。

目次

| | |
|----------------------|----|
| 令和6年度個別労働紛争解決制度の施行状況 | 2 |
| 行政の焦点 | 4 |
| 名北の空の下―署長室から― | 11 |
| 質問にお答えします | 15 |
| 弁護士が語るパワハラ・セクハラ | 17 |
| 防止対策と発生時の対応 | 17 |
| 賃金デジタル払いの検討 | 18 |
| 『ホワイト企業推進事業場』紹介 | 19 |
| 弁護士に聴く | 23 |
| 安全衛生あれこれ | 24 |
| 社会保険労務士が答える企業の労務管理 | 25 |
| こちら企業の労働110番です | 26 |
| わたしのジハード | 27 |
| 名北セーフティ・アドバイス | 35 |
| 表紙Ⅱ貴婦人 | 35 |